

児童相談所強化プラン(概要)

1. 目的

(平成28年4月25日厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定)

「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)に基づき、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強化プラン」を策定する。(平成28年度から31年度まで)

2. 内容

① 専門職の増員等

- 児童相談所の専門職を大幅に増員。
- 児童福祉司の配置標準について、人口に加え、虐待相談対応を考慮。
- 弁護士の配置を積極的に推進。

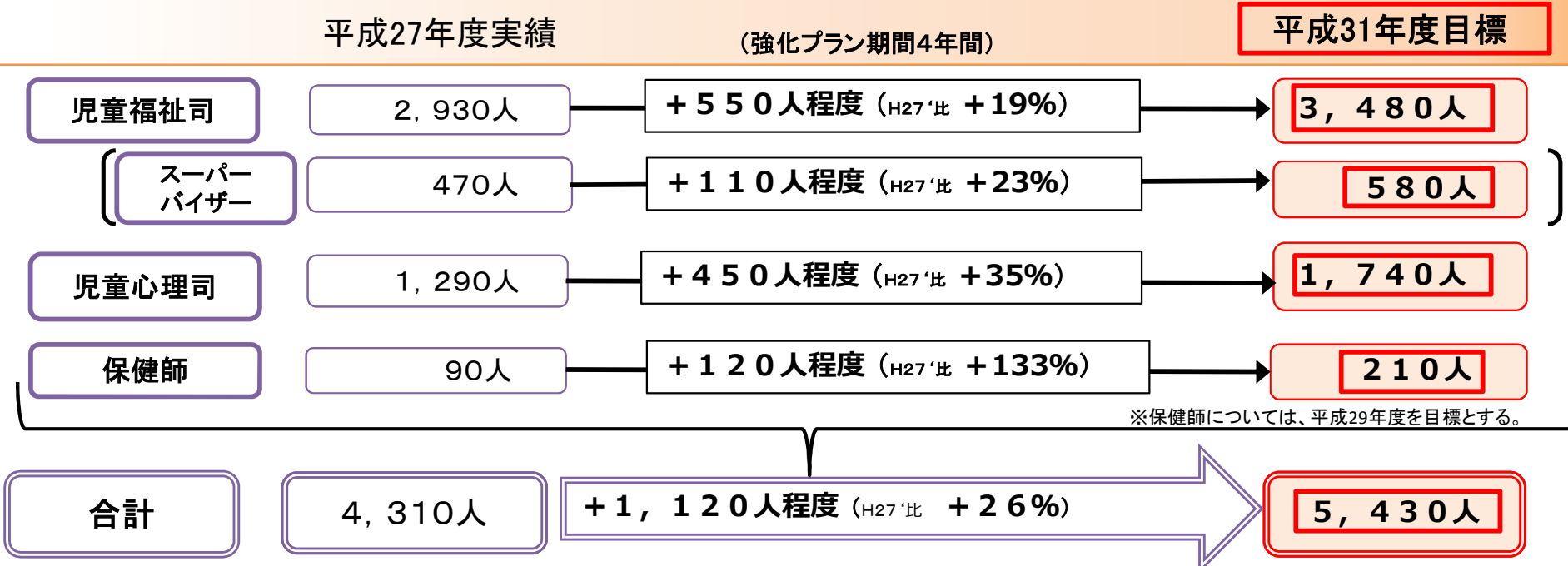
② 資質の向上

- 児童福祉司、スーパーバイザーの研修受講を義務化。
- 児童福祉司に任用される社会福祉主事の任用前講習受講を義務化。

③ 関係機関との連携強化等

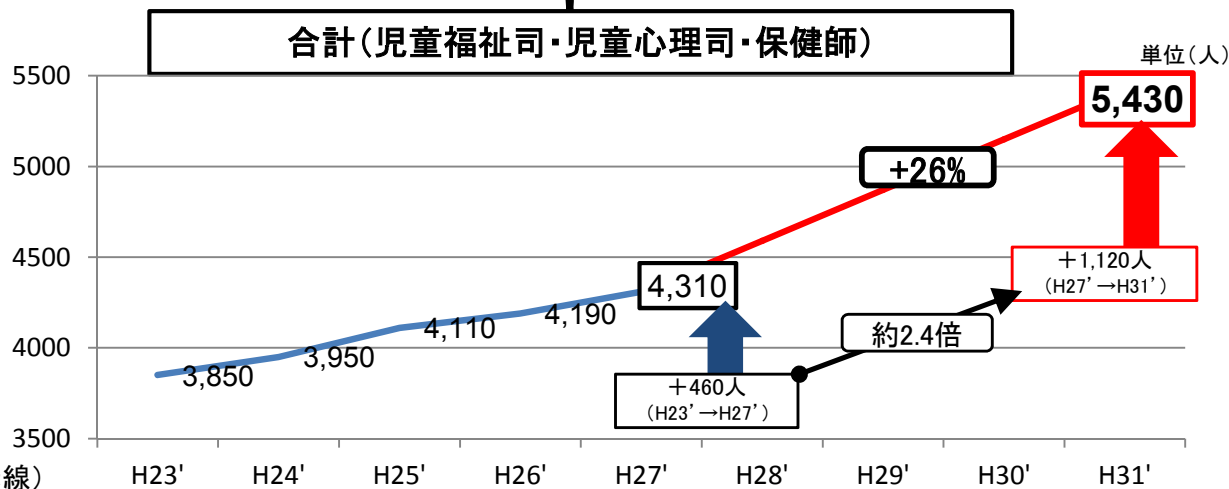
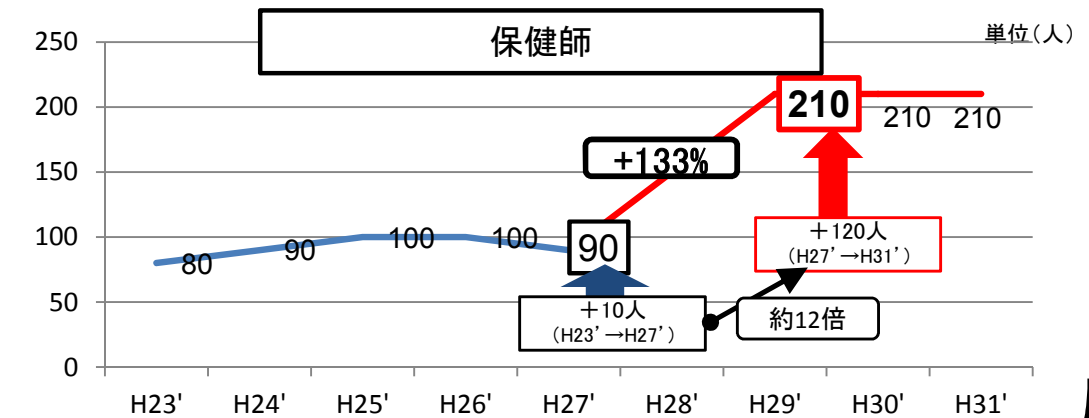
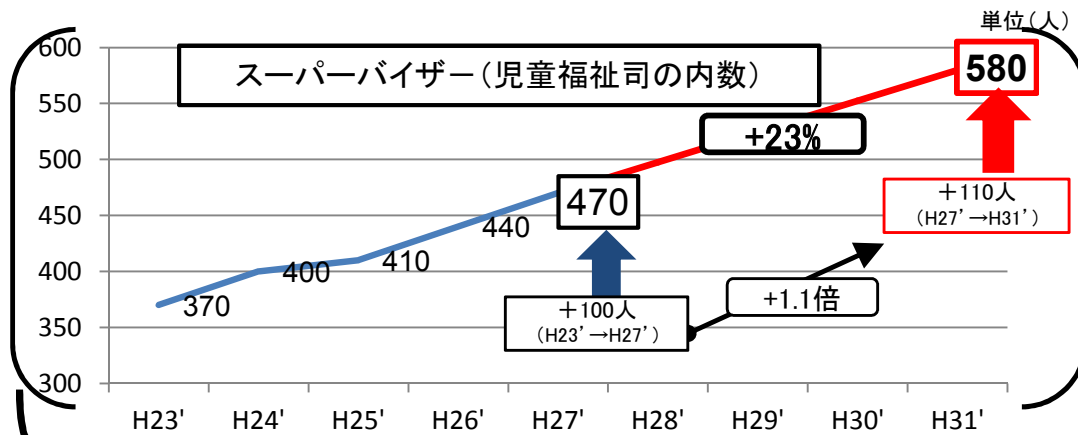
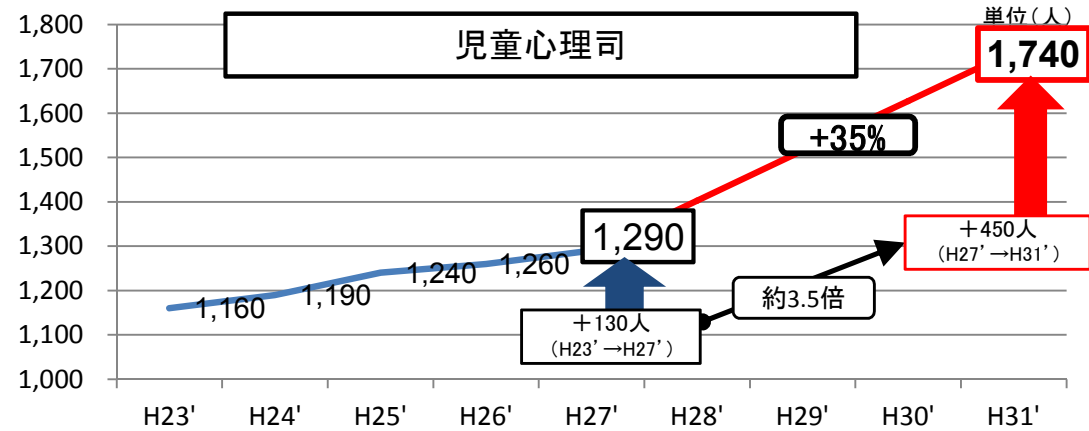
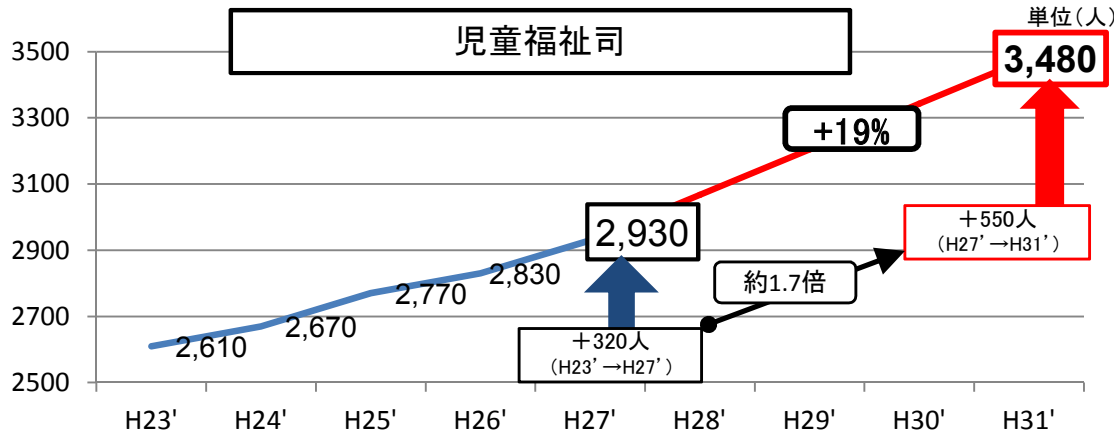
- アセスメントツール(共通基準)を作成し、児童相談所と市町村の役割分担を明確化。
- 市町村における要保護児童対策地域協議会の設置を徹底。調整機関に専門職を置き研修受講を義務化。
- 警察と連携し、人事交流や研修等を推進。

3. 専門職の増員目標



※児童相談所の人員体制強化に当たり、上記専門職以外の職員の一部(450人程度)を専門職に振り替える(全体で670人程度の純増)。

児童相談所の専門職数の推移



※H23'～H27'実績人数(青線)
H28'～H31'強化プランの目標人数(赤線)

※児童相談所の人体制強化に当たり、上記専門職以外の職員の一部(450人程度)を専門職に振り替える(全体で670人程度の純増)。

児童相談所強化プラン

平成 28 年 4 月 25 日

厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定

1. 目的

- ・ 児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加が続き、複雑・困難なケースも増加している。第 190 回国会に提出した「児童福祉法等の一部を改正する法律案」においては、児童虐待に関する対策強化の一環として、児童相談所の体制・専門性や権限の強化を図るとともに、里親や養子縁組に関する支援を児童相談所の業務として位置付けること等を盛り込んでいる。

こうした状況を踏まえ、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」（愛称：「すくすくサポート・プロジェクト」）（平成 27 年 12 月 21 日子どもの貧困対策会議決定）に基づき、児童福祉司等の専門職の配置の充実や資質の向上を図るなど、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強化プラン」を策定する。

厚生労働省としては、本プランを達成するため、関係省庁と連携しつつ、法律・予算・運用全般にわたり必要な取組を強力に進めていく。

※ 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」（抄）

- 児童相談所の体制や専門性を計画的に強化するため、「児童相談所体制強化プラン」（仮称）を策定し、児童福祉司、児童心理司、保健師等の配置の充実や、子どもの権利を擁護する観点等からの弁護士等の活用等を行う。

2. 対象期間

- ・ 本プランの対象期間は、平成 28 年度から平成 31 年度までとする。

3. 専門職の増員等

○児童福祉司の増員

- ・ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保するため、児童・保護者等への指導等を行う児童福祉司について、配置標準を、区域内の人口等に加え、児童虐待相談対応件数を考慮したものに見直した上、平成 31 年度までの 4 年間で、全国で 550 人程度増員を目指す。

【目標】平成 27 年度 2,930 人

→ 平成 31 年度 3,480 人(+550 人程度)

○スーパーバイザーの増員

- ・ 児童福祉司の職務遂行能力の向上等を図るため、他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）について、児童相談所への配置を児童福祉法に新たに規定した上、平成 31 年度までの 4 年間で、全国で 110 人程度の増員を目指す（児童福祉司の増員の内数）。

【目標】平成 27 年度 470 人

→ 平成 31 年度 580 人 (+110 人程度)

○児童心理司の増員

- ・ 虐待等により心に傷を負った児童へのカウンセリング等の充実を図るため、心理に関する専門的な知識・技術に基づき指導を行う児童心理司について、児童相談所への配置を児童福祉法に新たに規定した上、平成 31 年度までの 4 年間で、全国で 4 5 0 人程度の増員を目指す。

【目標】平成 27 年度 1,290 人

→ 平成 31 年度 1,740 人 (+450 人程度)

○保健師の増員

- ・ 児童の健康・発達面に関する支援の充実を図るため、保健師について、児童相談所への配置を児童福祉法に新たに規定した上、平成 29 年度までに全国で 1 2 0 人程度の増員を目指す。

【目標】平成 27 年度 90 人

→ 平成 29 年度 210 人 (+120 人程度)

○弁護士配置等

- ・ 法律に関する専門的な知識経験に基づき業務を適切かつ円滑に行うため、児童相談所への弁護士の配置又はこれに準ずる措置を児童福祉法に新たに規定し、積極的に推進する。

【目標】平成 28 年 10 月以降、全ての児童相談所において、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行う。

4. 児童福祉司の資質の向上

○児童福祉司の研修

- ・ 児童福祉法を改正し、児童福祉司は、国が定める基準に適合する研修を受けなければならないものとする。

【目標】平成 29 年度までに全ての児童福祉司の研修受講を目指す。
(H27 年度の児童福祉司数 2,930 人)

○スーパーバイザーの研修

- ・ 児童福祉法を改正し、他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）は、国が定める基準に適合する研修を受けなければならないものとする。

【目標】平成 29 年度までに全てのスーパーバイザーの研修受講を目指す。
(H27 年度のスーパーバイザーの数 470 人)

○児童福祉司に任用される社会福祉主事の任用前講習

- ・ 児童福祉法を改正し、社会福祉主事として児童福祉事業に従事した者を児童福祉司に任用する場合には、国が定める講習会の課程を修了した者を任用するものとする。

5. 関係機関との連携強化等

○市町村との役割分担

- ・ 増大する通告・相談に迅速・的確に対応するため、児童相談所と市町村（特別区を含む）との間で事前に役割分担が可能となるよう、児童相談所と市町村に共通のアセスメントツールを作成し、両者の役割分担を明確化する。

○市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

- ・ 地域の関係機関等の連携を強化するため、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の設置を徹底する。
- ・ 児童福祉法を改正し、要保護児童対策調整機関に配置される専門職は、国の定める基準に適合する研修を受けなければならないものとする。

○警察との連携強化

- ・ 被虐待児童の迅速・適切な安全確保を徹底するため、事案や地域の実情を踏まえながら、児童相談所と警察との以下の連携を強化する。
 - ① 確実な情報共有等の取組を強化する。
 - ② 児童相談所において、警察と連携し人事交流や研修、警察官OBの配置を推進する。

○一時保護所の環境改善

- ・ 一時保護所について、個々の児童の状況等に配慮した対応を確保するため、居室の小規模化や、児童の年齢、入所事由等に応じた処遇確保等の改善を図る。

○民間の創意工夫の活用

- ・ 家族再統合に向けた保護者支援等について、民間の創意工夫を積極的に活用する。

児童相談所強化プランの目標（専門職の増員）

	平成27年度		配置目標	
児童福祉司	2,930 人	→	3,480 人 (平成31年度まで)	+ 550 人程度
うち スーパーバイザー	470 人	→	580 人 (平成31年度まで)	+ 110 人程度
児童心理司	1,290 人	→	1,740 人 (平成31年度まで)	+ 450 人程度
保健師	90 人	→	210 人 (平成29年度まで)	+ 120 人程度
合計	4,310 人	→	5,430 人 (平成31年度まで)	+ 1,120 人程度
<p>※ 児童相談所の人員体制強化に当たり、上記専門職以外の職員の一部(450人程度)を専門職に振り替える(全体で670人程度の純増)。</p> <p>※ 進捗状況等を踏まえ、必要に応じて目標の前倒し等の見直しを行うことがあり得る。</p> <p>※ 平成27年度は、平成27年4月1日時点で児童相談所に配置されている人数(雇用均等・児童家庭局総務課調べ)。</p>				